



清須市長 様

減免・免除申請書（市民税・県民税・森林環境税用）

年 月 日

住 所
申請者
氏 名
個人番号
電話番号

- ☐ 清須市税条例第51条第1項第 号の規定に基づく市民税・県民税の減免を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。
- ☐ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第1項第 号の規定に基づく森林環境税の免除を受けたいので、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

減免事由	申 請 事 項			提 出 書 類 、 判 定 等						
生活保護法の規定により扶助を受ける者 市税条例第51条第1項第1号 法第11条第1項第2号	保 護 の 種 類	☐ 生活扶助 ☐ 介護扶助 ☐ 住宅扶助 ☐ 出産扶助 ☐ 教育扶助 ☐ 生業扶助 ☐ 医療扶助 ☐ 葬祭扶助		☐ 生活保護開始決定通知書 <table><tr><td>市・県民税</td><td>生活・住宅・教育・医療扶助に限る</td></tr><tr><td>森林環境税</td><td>生活保護法第18条第2項の規定により行われた葬祭扶助は除く</td></tr></table>	市・県民税	生活・住宅・教育・医療扶助に限る	森林環境税	生活保護法第18条第2項の規定により行われた葬祭扶助は除く		
	市・県民税	生活・住宅・教育・医療扶助に限る								
森林環境税	生活保護法第18条第2項の規定により行われた葬祭扶助は除く									
保護開始年月日	年 月 日									
本年の総所得金額の見込額が前年に比べ2分の1以下に減少すると認められる場合 市税条例第51条第1項第2号 法第11条第1項第3号	教育・医療扶助の対象者名（ 世帯主との続柄（ ））			☐ 税務署長が発行した減額承認の通知書の写し ☐ 本年1月から6月までの給与支払額及び本年7月から12月までの給与支払予定額に係る給与支払者の証明書 ☐ 本年中の収入見込計算書（裏面） ☐ その他（ ） 市・県民税 前年総所得金額210万円以下かつ 本年見込総所得金額105万円以下 <table><tr><td>本年見込 総所得金額</td><td>減免額</td></tr><tr><td>60万円以下</td><td>総所得金額に係る 所得割額の全部</td></tr><tr><td>105万円以下</td><td>総所得金額に係る 所得割額の1/2</td></tr></table> 森林環境税 前年合計所得金額210万円以下かつ 本年見込合計所得金額105万円以下 *森林環境税は合計所得金額で判定	本年見込 総所得金額	減免額	60万円以下	総所得金額に係る 所得割額の全部	105万円以下	総所得金額に係る 所得割額の1/2
	本年見込 総所得金額	減免額								
	60万円以下	総所得金額に係る 所得割額の全部								
	105万円以下	総所得金額に係る 所得割額の1/2								
	所得の種類	前年中の所得金額	本年中の見込額							
		円	円							
	総所得金額									
	合計所得金額									
本年中の総所得金額の見込額の計算基礎及び減少理由 （ ）										
基本手当等の受給資格者 市税条例第51条第1項第2号	手当の種類	☐ 一 般 ☐ 高年齢者 ☐ 特 例 ☐ 日 雇		☐ 雇用保険受給資格者証 ☐ 雇用保険高年齢受給資格者証 ☐ 雇用保険特例受給資格者証 ☐ 日雇労働被保険者手帳 ☐ 雇主の証明書 市・県民税 前年総所得金額 減免額 210万円以下 基本手当の支給対象となる日の属する月に到来する納期限に係る税額全部 *市・県民税のみ適用する事由						
	求職年月日	年 月 日								
	受給期間満了日	年 月 日								
	最初の失業認定日	年 月 日								
	支給の対象となる最初の日	年 月 日								
	証書（手帳）の交付番号No.									
	交付年月日	年 月 日								
	管轄	公共職業安定所・出張所								

減免事由	申 請 事 項		提 出 書 類 、 判 定 等																									
勤労学生である者	学校の所在地		☐ 在学証明書																									
市税条例第51条第1項第3号	学校名		*市・県民税のみ適用する事由																									
災害により被害を受けた者	災害の種類	災 害 状 況	☐ 罹災証明書 ☐ その他（ 市・県民税																									
	☐ 震 災 ☐ 風 水 害 ☐ 落 雷 ☐ 火 災 ☐ そ の 他 （ ）	☐ 死亡 ☐ 障害者となった ☐ 住宅の被害3割以上5割未満 ☐ 家財の被害3割以上5割未満 ☐ 住宅の被害5割以上 ☐ 家財の被害5割以上	<table><tr><th>前年 合計所得金額</th><th>損害程度</th><th>3割以上 5割未満</th><th>5割以上</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td></td><td>1/2</td><td>1/1</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td></td><td>1/4</td><td>1/2</td></tr><tr><td>1000万円以下</td><td></td><td>1/8</td><td>1/4</td></tr></table> <table><tr><th>前年 合計所得金額</th><th>損害程度</th><th>免除額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>3割以上</td><td>【注】</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>5割以上</td><td>【注】</td></tr></table> 【注】災害が発生した日の属する年度（災害が発生した日の属する年度の1月1日以後に、その事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）の税額のうち申請書の提出日以後に納期限の到来する森林環境税額に相当する額	前年 合計所得金額	損害程度	3割以上 5割未満	5割以上	500万円以下		1/2	1/1	750万円以下		1/4	1/2	1000万円以下		1/8	1/4	前年 合計所得金額	損害程度	免除額	500万円以下	3割以上	【注】	750万円以下	5割以上	【注】
前年 合計所得金額	損害程度	3割以上 5割未満	5割以上																									
500万円以下		1/2	1/1																									
750万円以下		1/4	1/2																									
1000万円以下		1/8	1/4																									
前年 合計所得金額	損害程度	免除額																										
500万円以下	3割以上	【注】																										
750万円以下	5割以上	【注】																										
市税条例第51条第1項第9号 法第11条第1項第1号	被災年月日	年 月 日																										
	前年合計所得金額	円																										
その他特別な事情により納付が困難になった者	☐ やむを得ない多額の支出を行った理由 <table><tr><td>①多額支出の額</td><td>円</td></tr><tr><td>②保険金等で補填される金額</td><td>円</td></tr><tr><td>③差引支出額 ①－②</td><td>円</td></tr><tr><td>④前年中の合計所得金額(210万円以下)</td><td>円</td></tr></table> ☐ 所有する資産について損害を受けた理由 <table><tr><td>①損害の額</td><td>円</td></tr><tr><td>②保険金等で補填される金額</td><td>円</td></tr><tr><td>③差引支出額 ①－②</td><td>円</td></tr><tr><td>④前年中の合計所得金額(210万円以下)</td><td>円</td></tr></table> 免除判定 ☐ 前年中の合計所得金額210万円以下 ☐ ④－③（ 円）<=④/2		①多額支出の額	円	②保険金等で補填される金額	円	③差引支出額 ①－②	円	④前年中の合計所得金額(210万円以下)	円	①損害の額	円	②保険金等で補填される金額	円	③差引支出額 ①－②	円	④前年中の合計所得金額(210万円以下)	円	☐ 支出理由、支出額が分かる書類 ☐ 損害理由、損害額が分かる書類 ☐ 保険金等で補填された金額が分かる書類 ☐ その他（ 市・県民税									
①多額支出の額	円																											
②保険金等で補填される金額	円																											
③差引支出額 ①－②	円																											
④前年中の合計所得金額(210万円以下)	円																											
①損害の額	円																											
②保険金等で補填される金額	円																											
③差引支出額 ①－②	円																											
④前年中の合計所得金額(210万円以下)	円																											
法第11条第1項第3号			*森林環境税のみ適用する事由																									

●収入見込計算書（ 年分）

	収入の種類	
1月	円	円
2月	円	円
3月	円	円
4月	円	円
5月	円	円
6月	円	円
7月	円	円
8月	円	円
9月	円	円
10月	円	円
11月	円	円
12月	円	円
合計	円	円